

パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援課

案件名	「第5期藤枝市障害福祉計画・第1期藤枝市障害児福祉計画」(案)
-----	---------------------------------

「第5期藤枝市障害福祉計画・第1期藤枝市障害児福祉計画」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございました。
提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	3人
(2) 提出された意見の数	13件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	1件
(2) 既に盛り込み済みの意見	6件
(3) 今後の参考とする意見	6件
(4) 反映できない意見	件
(5) その他(質問含む)	件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所との情報共有は、具体的にどのように取り組んでいくのか。	「第3章-1-(4)福祉施設から一般就労への移行等【目標達成のための方策】」に記載のとおり、個別ケースでの対応により、情報共有します。また、藤枝市地域自立支援協議会においても情報共有します。	既に盛り込み済み
2	ジョブコーチの養成研修の情報の展開について、具体的に方策を表現すべき。	ジョブコーチの活用を啓発するため、「第3章-1-(4)福祉施設から一般就労への移行等【目標達成のための方策】」の説明文を修正します。	反映
3	居宅介護等の見込量を増やしていただいております。ヘルパー等の人材不足を解消して、在宅生活が続けられることを願っています。	平成29年度の実績等から本計画の見込値を算出しています。人材不足については、本市だけでなく、社会的課題でもあるため、志太榛原圏域自立支援推進会議と連携し、人材確保について検討します。	今後の参考
4	重症児者は生活介護サービスを使い規則的な生活をする事で、健康が保たれています。在宅生活の要となるサービスですので、質量ともに確保したいと願っています。これから特別支援学校を卒業する子ども達も、希望する日数が利用できるよう施設整備をお願いします。	「第4章-1-(2)日中活動系サービス」の記載は、これまでの実績の伸び率、特別支援学校卒業見込の人数、障害福祉サービス事業所調査による利用者ニーズ、法人による施設整備予定等を考慮し、日中活動系サービスの見込値です。	既に盛り込み済み

5	<p>藤枝市単独では難しいでしょうが、療養介護施設の整備を考えてください。 短期入所の利用が伸びていません。介護者のレスパイトという側面だけでなく、本人の経験を積む支援の為に、より近くで利用できる短期入所サービスが求められます。</p>	<p>療養介護施設は、県内でも数少ない施設ですが、定員に達していない施設もあるため、常時の利用ではなく、緊急時においては、対応可能だと考えています。 今後、志太榛原地域には施設がないことから、志太榛原地域自立支援推進会議と連携し、圏域内での施設整備について検討します。 短期入所サービスは、レスパイト及び本人支援の観点から、必要な施設と認識しているため、障害福祉サービス事業所及び医療機関に対し、定員増について検討してもらえよう働きかけます。</p>	今後の参考
6	<p>現在の制度では重度の障害者が利用するグループホームを運営するには支援員などの職員確保が難しいと聞いています。 重症児者が安心して暮らせるグループホームの整備をお願いします。</p>	<p>第4期障害福祉計画では、重症児者を対象としたグループホームが開設したが、「第4章-3基盤整備計画」に記載があるとおり、本計画では、増加する見込である精神障害者等を支援するため、1ヶ所の新設、1ヶ所の定員増をグループホーム整備する予定です。 重症心身障害児者を支援する施設整備については、法人から施設整備に係る相談等があった場合、グループホームの利用状況等を把握したうえで支援します。</p>	今後の参考
7	<p>現状として、土日の利用希望が多いが、定員が決まっているため、希望に応えることが出来ない。希望に応えられるよう、ショートステイも受け入れ可能なグループホームの整備が課題である。</p>	<p>「第4章-3基盤整備計画」に記載があるとおり、本計画では、増加する見込である精神障害者等を支援するため、1ヶ所の新設、1ヶ所の定員増をグループホーム整備する予定です。 そのうち、1ヶ所については、グループホームとショートステイの併用施設を計画しています。</p>	既に盛り込み済み
8	<p>志太榛原地域は入所施設が4施設しかなく、当施設の入所待機者も増加の一途をたどっているなか、地域生活への移行や、65歳以上の方の介護保険施設への移行がスムーズに出来ていない。 介護保険施設へ移行する仕組みが依然として構築されていないため、市として仕組みを構築していただきたい。</p>	<p>高齢化については、施設入所等、障害福祉サービス分野だけでなく、社会的課題であり、地域全体で検討する必要があると考えています。 介護保険施設への移行については、担当部署と連携し、協議の場を設け、対応しており、今後、基準該当事業所、共生型サービス事業などの制度活用について検討します。</p>	今後の参考

9	<p>障害福祉サービスを利用する重症児者は、皆相談支援サービスを受けています。 介護保険に比べ一人当たりが持つ相談件数が多いと聞きます。相談支援専門員の負担を軽減し、一人ひとりに時間が持てるよう増員をお願いします。</p>	<p>「第4章-1-(6) 相談支援【見込量確保のための方策】」にも記載がある とおり、本市には、現在、特定相談支援事業所が8事業所あり、障害福祉サービスを利用する方全員が、特定相談支援事業所を利用し、サービス等利用計画を作成しています。 今後も、精神障害者を中心に増加する見込の利用者ニーズに対応するため、事業所や相談支援専門員数についてさらに充実させることとしています。</p>	既に盛り込み済み
10	<p>保護者等に理解してもらうため、相談支援事業所をカテゴリー分けしてみても？ <現状の課題> ・市内の相談支援事業者が障害特性の理解が不十分。 ・市内の相談支援事業者がそれぞれの専門性が共有、担保されていない。 <提案> ・相談支援事業所の特性や役割を明文化する。 ・行政がユーザーニーズをアセスメントし、的確にマッチングをしていく。 ・上記の見える化し、協議会等でリーフレット等の作成を活性化していく。</p>	<p>現状の課題について、市内8事業所が全て参加している自立支援協議会相談支援部会を毎月開催し、相談支援専門員の知識向上やスキルアップについて取り組んでいます。 また、相談支援事業所間の連携についても議題にあげて協議を行っています。 あわせて、サービス等利用計画の質の向上にも取り組んでいます。 その中で、相談支援専門員が、障害のある本人について、専門的な見地からアセスメントを行い、本人の特性を理解したうえで、事業所とのマッチングや、適切な支援方法を検討しています。 本市では、障害福祉サービスを利用する方全員が、特定相談支援事業所を利用し、サービス等利用計画を作成している現状を踏まえ、その趣旨や役割について保護者等に説明し、障害のある人本人に対し、適切な支援ができるよう、明文化を検討します。</p>	今後の参考
11	<p>主に重症児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスの設置はできています。 医療的ケアが必要な児童の受け皿の絶対数が足りません。 人工呼吸器を使用している等、医療依存が高い児童にも手を差し伸べてください。 コーディネーターを配置することにより、相談員を支援してより専門的な相談にも応じられるようにしてください。</p>	<p>「第6章-1-(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」に記載のあるとおり、本計画では、医療的ケア児に対する支援を重点項目とし、成果目標に設定しています。 医療的ケア児の受け皿については、本市だけでなく、志太榛原圏域全体の課題であり、連携して対応する必要があります。 医療的ケア児については、他分野にまたがる支援が必要となるケースが多いことから、それぞれの支援の利用を調整し、総合的な支援の提供につなげるコーディネーターを配置することを目標としています。</p>	既に盛り込み済み

12	<p>「児童発達支援事業所等の利用の仕方について啓発を進める」と記載があることについて、価値観が多様化している現状を踏まえ、子育てに対する意識の啓発（お子さんに対して今しかできないことへの啓発）を行っていくことが適切な児童発達支援の利用に繋がると考えます。</p>	<p>「第7章-1-(1)児童発達支援【見込量確保のための方策】」に記載があるとおり、本計画では、身近な地域で質の高い支援を必要とする児童に対し、必要な療育を受けながら、地域の保育所や幼稚園で生活できることも目的の一つとしています。発達に即した適切な福祉サービスの利用を勧めるため、サービス利用計画を作成する相談支援事業所のスキルの向上を図ります。</p>	既に盛り込み済み
13	<p>計画の推進は、現状を考えますと福祉と教育との連携不足が課題。サービス担当者会議や自立支援協議会等に於いて教育機関の出席率が極端に少ないように感じます。学校教員の負担を鑑み、随時、学校に常駐する福祉担当者等の拡充等により福祉・教育の連携を推進していくことで一層の計画推進が図られると思います。</p>	<p>保護者、学校、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所の連携については、自立支援協議会障害児支援部会において、検討します。</p>	今後の参考

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	「第5期藤枝市障害福祉計画・第1期藤枝市障害児福祉計画」（案）
----	---------------------------------

意見公表場所	<p>①市ホームページへの掲載 ②市役所行政情報コーナー・文化センター・岡部支所・各地区交流センターでの閲覧 ③（自立支援課）での閲覧（市役所 西館1階）</p>
--------	---

担 当 課	<p>藤枝市 健康福祉部 自立支援課 自立支援係 （担当者：山口） 電話 : 054-643-3149（内線4052） 電子メール : iiritsu@city.fujieda.shizuoka.jp</p>
-------	--